

公 売 財 産 の 明 細

売却区分番号	水7-5	公売日時	令和8年1月29日 午後2時30分から午後3時まで				
見積価額	100,000円		公売保証金	10,000円			
公売財産の表示	土地の表示 1) 所 在: 水戸市元石川町字谷津前 地 番: 2872番 地 目: 田 地 積: 500m ²						
物件の位置	鹿島臨海鉄道大洗鹿島線常澄駅から南西方へ約5,900m JA水戸常澄センターまで5,400m						
公法上の規制	市街化調整区域内 指定建ぺい率60%, 指定容積率200% 農業振興地域内 農業経営基盤強化促進法の酒門地区地域計画内						
接道状況	西側約9mが幅員約2.5mの舗装市道に約0.2m低く接面						
物件の概況	地勢	平坦					
	形状	長方形					
	画地条件	間口9m, 奥行き54.5m					
使用状況等	農業経営基盤強化促進法の酒門地区地域計画内になっています。耕作者との利用権設定がありましたが、令和6年度末に解約済みです。現状は、田として使用されています。(令和7年8月5日現在)						
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 農地につき「買受適格証明書」の提出を要します。 買受適格証明書の申請手続きについては、水戸市農業委員会へお問い合わせください。 千波湖土地改良区に、経常賦課金として、毎年4,150円を支払う必要があります。賦課金の未納はありません(令和6年11月12日現在)。賦課金の未納が発生した場合は、買受人に承継されます。 詳細は千波湖土地改良区へお問い合わせください。 中止になる場合があります。 						
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的な事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。						
	<ol style="list-style-type: none"> 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。あらかじめその現状及び関係公簿等を確認してください。 公売財産の種類又は品質について不適合があつても、当市は、責任を負いません。 当市は公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者または占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 土地の境界は、隣接地所有者と協議してください。 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 入札に当たって、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります。(ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。) <p>(1) 買受申込者(その者が法人である場合には、その役員)が、暴力団員(暴力団員による不当</p>						

な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号(定義)に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団員等」という。)であること。

- (2) 自己の計算において買受申込みをさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等であること。

なお、買受申込者は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。

また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面(宅地建物取引業の免許証等)の写しを併せて提出する必要があります。